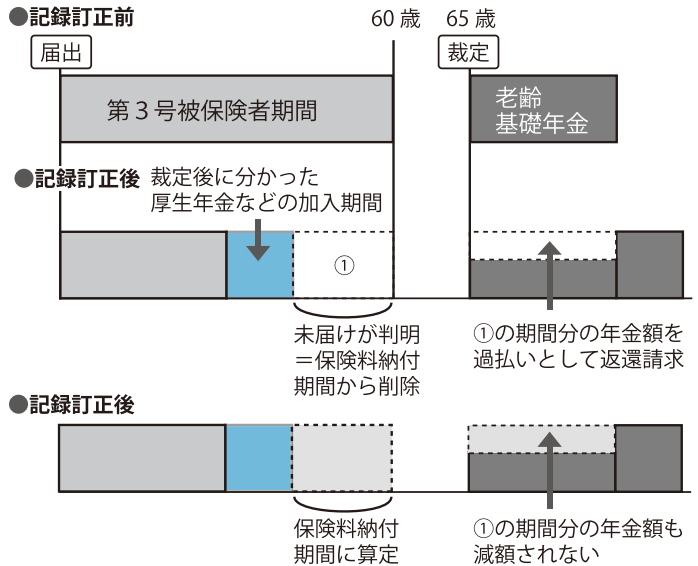


### 第3号被保険者期間中に厚生年金などに加入していたことが新たに分かった、国民年金受給者の皆さんへ

老齢年金を受給し始めてから、第3号被保険者期間と重なる期間に会社などに勤め、厚生年金などに加入していたことが新たに判明した場合の取り扱いが変更になりました。

今後は、退職後の第3号被保険者期間も年金額に反映されることとなります。今までに年金額を返納している人には、返納した額があらためて支払われます。

◎第3号被保険者とは…  
会社員や公務員に扶養される配偶者のこと。保険料を納付する必要はありませんが、第3号被保険者になったという届け出を行う必要があります。



【問い合わせ】  
松山西社会保険事務所 ☎(089)925-5105

### 近所迷惑な「野焼き」は絶対にやめましょう

「広報うちこ」1月15日号で、昨年中に環境整備班に寄せられた苦情の1位が「野焼き」であったことをお知らせしました。しかし、今だに苦情が寄せられています。

家庭などでごみを焼却すると、多量の煙や臭が発生します。近所迷惑になるだけでなく、毒性の強いダイオキシン類が発生する原因にもなります。

そのため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により、慣習上許されている行事など一部の例外を除いて、野焼きは禁止されています。違反した場合には5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

罰金や過料があるからではなく、周囲の迷惑になる野焼きは絶対にやめ、ごみは適切に処理しましょう。



野焼きは煙や臭いなどの被害だけでなく、火事の危険も

【問い合わせ】  
産業建設課 環境整備班 環境係